

色彩表現を使った情報提供をするときの留意点

～だれも見やすい色使い～

- 色を活用することにより、情報の整理が容易にできることや、効果的に伝達することが可能となるため、近年、技術の進歩も伴い、さまざまな情報がカラーで提供されることが多くなっています。
- 一方で、色の識別が困難な人もいることから、確実な情報提供をするためには、こうした色覚障害に配慮した色彩表現をする必要があります。
- 色彩表現をする際に配慮すべき事項を次に示しましたが、大切なことは色だけにたよらず、色がなくとも判別ができる情報提供とすることです。色は副次的に使うことや、色名を文字で表示するなどの方法で補完していく必要があります。色覚に障害がない人でも、瞬時に判別できる色数は限られており、これらのことに配慮することにより、分かりやすい情報提供とすることができます。

チェックポイント！

色の選び方

- 赤は、濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う。
- 黄色と黄緑は、赤緑色覚障害の人にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑は使わない。
- 暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う。
- 青に近い紫は、青と区別できないので、赤紫を使う。
- 細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない。
- 明るい黄色は、白内障の人にとっては白と混同するので使わない。
- 白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する。

色の組み合わせ方

- 暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を、対比させる。
- パステル調の色どうしを、組み合わせない。はっきりした色どうしか、はっきりした色とパステル調を、対比させる。

文字に色をつけるとき

- 背景と文字の間に、はっきりした明度差をつける（色相の差ではなく）。
- 線の細い明朝体でなく、線の太いゴシック体を使う。
- 色だけでなく、書体（フォント）、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用する。但し、全体的にすっきりしたデザインとする。

* 案内板や印刷物等の作成時には、上記の点について配慮をしたうえで、専門家や色覚障害の方による事前チェックを受けて作成することをお勧めします。

平成18年1月発行

登録番号(17)300

福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン

編集・発行／東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり係

住所／東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話／03-5320-4047

印刷／社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場